

化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）に基づく第一種指定化学物質の届出について

1 P R T R制度の概要

P R T R制度は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し、国が届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度です。

同制度では、一定量を超えて第一種指定化学物質を業として取り扱い、当該化学物質を環境に排出すると見込まれる事業者は、当該化学物質の排出量及び移動量に関し主務大臣に、翌年度、届け出ることとされています。

- ・対象物質：第一種指定化学物質（462物質）
- ・取 扱 量：年間1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）

2 当施設の届出内容（過年度分として令和3年4月に届出予定）

(1) 対象物質:塩化第二鉄（浸出水処理施設で使用する凝集剤）

(2) 排出量・移動量 (単位:トン)

年 度	H28	H29	H30	R1
排出量・移動量	0 ※	0 ※	0 ※	0 ※

※ 届出対象物質である塩化第二鉄（凝集剤）は、使用後、届出対象物質に該当しない水酸化第二鉄に変化するため、排出量・移動量は「ゼロ」となります。

なお、水酸化第二鉄については、全量を汚泥としてエコパーク内に埋立処分しています。

(3) 過年度分届出の経緯

当会社では、「エコパークかごしま」の浸出水処理施設から処理水を河川に放流しないため、届出義務はないものと考えておりました。しかしながら、今般、改めて精査したところ、浸出水処理施設で水処理を行う際に凝集剤として用いる塩化第二鉄の年間取扱量が、水処理量が増加した平成28年度以降、1トンを超えているため、届出を行う必要があることが判明しました。

対応について関係機関とも相談した結果、P R T R制度では、過去5年間分までは過年度分として届出を行うことが認められていることから、受付期間が始まる本年4月に過年度分を環境大臣に届け出ることといたしました。

当会社といたしましては、今回の件を踏まえ、今後、各種届出等に遺漏のないよう、より一層留意し、「P R T R法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとする関係法令を遵守の上、適切な最終処分場の運営に努めてまいります。